

# 第1回 下水道等事業運営審議会

---

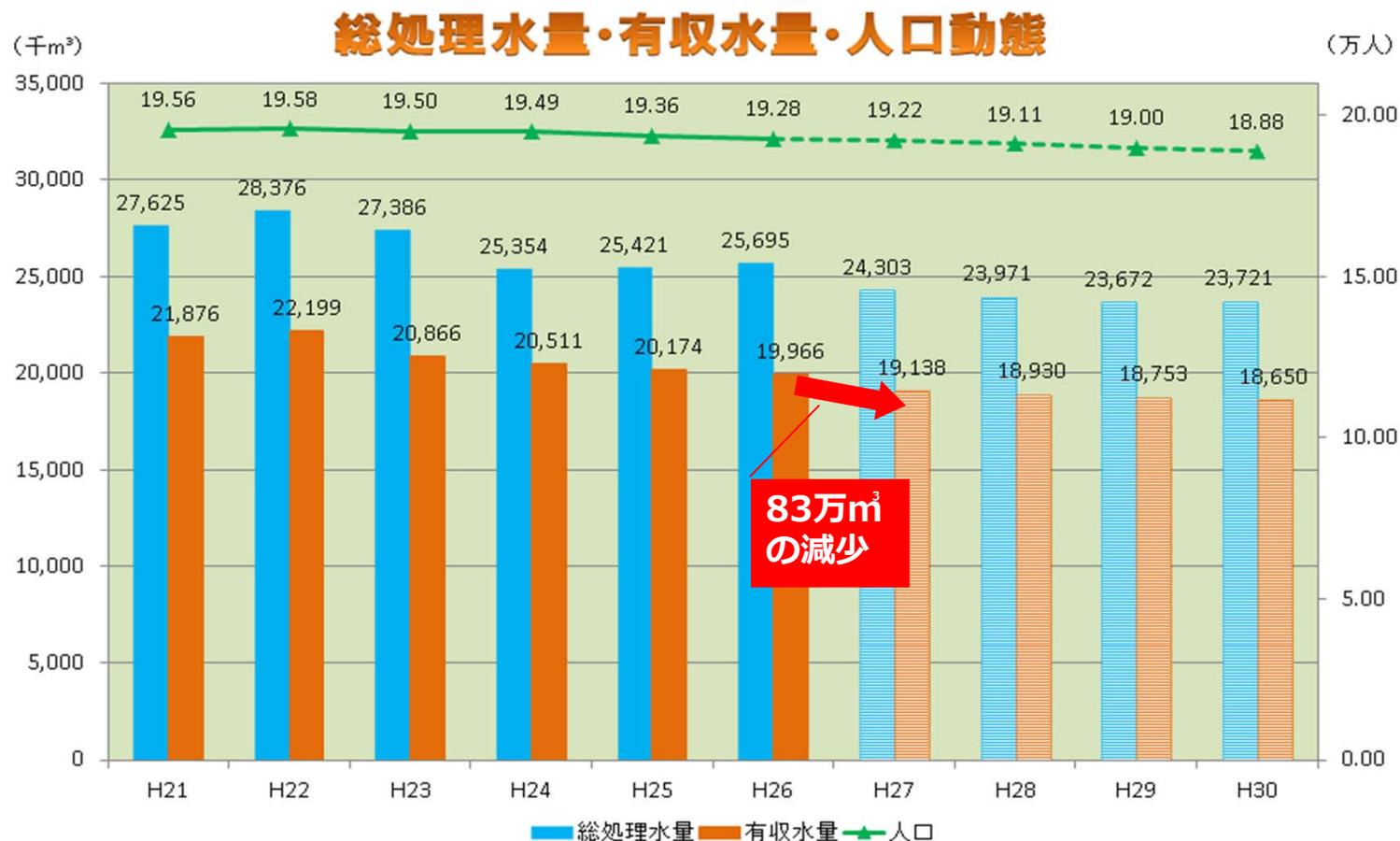
平成27年7月  
環境下水道部下水道企画課

# 目次

---

1. 下水道等使用料収入状況及び見込み
2. 前回の審議会での審議経過
3. 前回の答申内容
4. 前回の料金改定の内容
5. 前回の答申付帯意見に係る現在の状況
6. 下水道等企業会計の財政状況

# 1. 下水道等使用料収入状況及び見込み

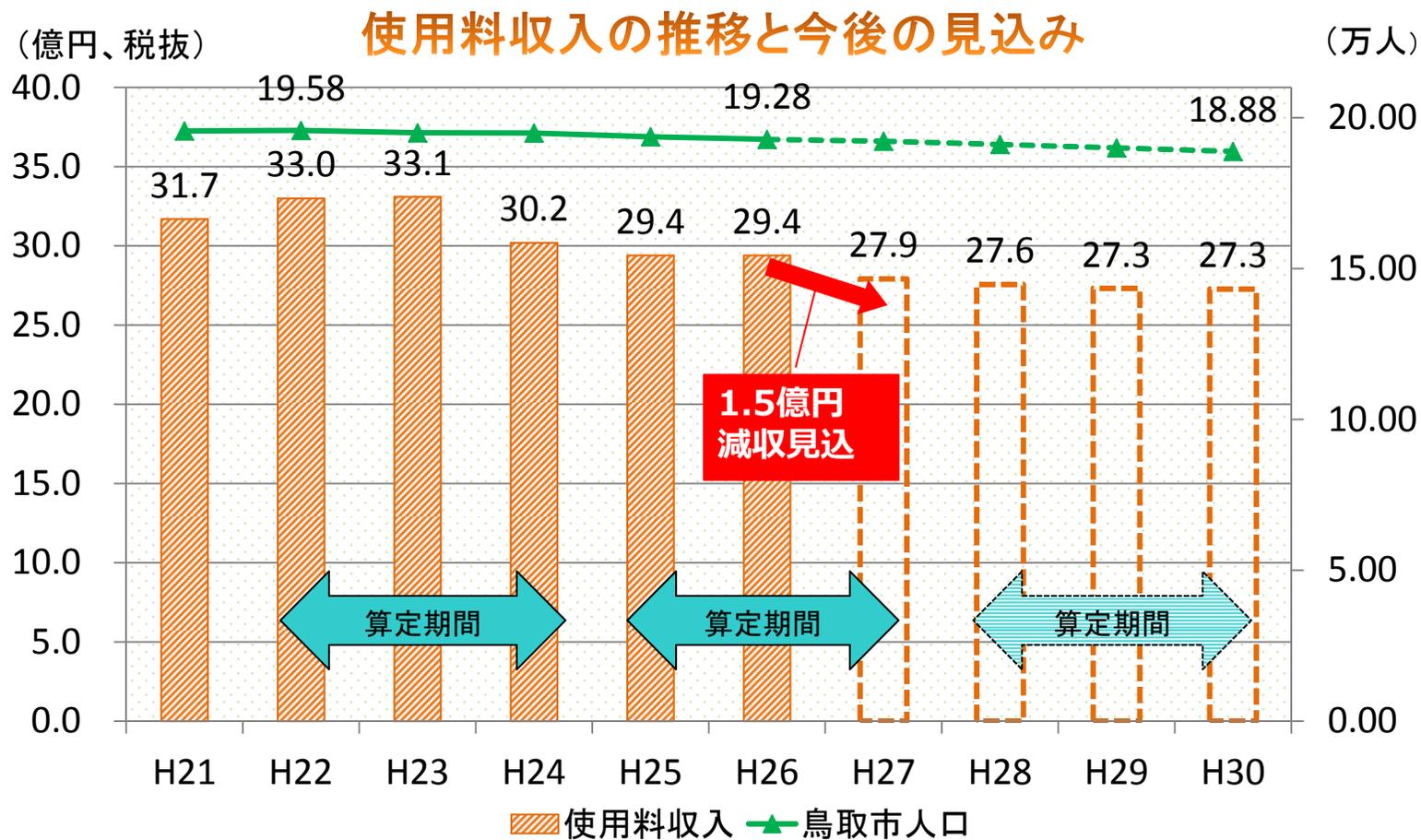


(注1)総処理水量: 処理場に流入した水量のこと。

(注2)有収水量: 使用料徴収の対象となった水量のこと。

(注3)人口動態: 平成27年度以降の推計値は、鳥取市が公表している数値を参考に算出したもの。

# 1. 下水道等使用料収入状況及び見込み



## 2. 前回の審議会での審議経過

平成24年度の本審議会では、下記の状況を踏まえ審議が行われた。

- ・ 公営企業会計への移行（平成24年4月1日～）  
使用料対象経費（汚水・雨水区分）の明確化
- ・ 下水道等施設管理の包括的民間委託の導入（平成24年4月1日～）  
維持管理の質の確保とコスト縮減
- ・ 使用料収入の減少  
生産加工業を中心とした企業の撤退などによる水需要の減少
- ・ 老朽化した施設への対応  
長寿命化対策に係る費用、修繕費用等の増大

(参考 審議経過)

平成24年度  
第1回・第2回

・ 下水道等事業に係る諸状況の確認

平成24年度第3回

・ 下水道等事業の経費負担や使用料のあり方を整理

平成24年度第4回  
平成25年度第1回

・ 下水道等使用料の改定の必要性の確認  
・ 改定のポイントの整理

## 3. 前回の答申内容

5

### 料金改定について 5項目

---

#### (1) 使用料算定期間について

使用料算定期間は、現状分析、将来推計ともに合理的に行える3年程度が妥当なため、平成25年度から27年度までの3年間とすることが適当である。

#### (2) 基本水量について

基本水量は、市民の節水努力と使用水量に比例した負担の合理性、受益の公平性の観点から、現行基本料金としている8m<sup>3</sup>までの基本水量を廃止することが適当である。

#### (3) 基本料金について

基本料金は、本来使用水量の多少に関わりなく必要となる固定的経費を賄えるよう設定すべきであるが、基本水量の廃止を考慮し、現行の基本料金を採用することが適当である。

## 3. 前回の答申内容

### 料金改定について 5項目

---

#### (4) 従量水量の区分及び従量料金について

従量水量の区分及び従量料金は、有収水量、排水需要、水量区分のバランス及び使用料対象経費の変動費の配分に留意し、一般家庭の急激な負担増を招かないよう、別表1（省略）のとおり設定することが適当である。

#### (5) 改定時期について

改定時期は、下水道等使用料の住民への周知期間及び賦課システムの調整が必要なこと、及び本年10月ごろに決定される予定の消費税法の適用時期を勘案し、定めることが適当である。

## 3. 前回の答申内容

7

### 付帯意見 4項目

---

#### (1) 下水道等の経営について

平成21年10月30日付け公共下水道等の使用料について（答申）以降様々な施策を実施して、企業努力による経営改善が行われてきていることは認められる。

しかしながら、資本費の圧縮のための補償金免除の企業債繰上償還枠の拡大要望、施設統廃合や民間的経営手法の導入等による維持管理費の節減、積極的な普及促進活動等による接続率や徴収率の向上に向けた取り組みなどをより一層強化するとともに、更なる収支の改善が図られるよう、引き続き努力されたい。

#### (2) 下水道使用者へのサービス向上について

水道料金と下水道等使用料の徴収一元化やコンビニ収納エリアの拡大等サービスの向上に資する方策について、鋭意努力されたい。

## 3. 前回の答申内容

### 付帯意見 4項目

---

#### (3) 水質使用料（仮称）について

水質使用料（仮称）は、除害施設を設置している事業者に対し、高濃度汚水の排水状況に応じて適正な負担を課すことができ、水質改善に対する努力を促すことができると言われている。

更に水質使用料（仮称）の設定は、下水道施設の適正な維持管理が図られるなどのメリットも考えられることから、採用に向けて調査検討されたい。

#### (4) 広報活動の推進について

下水道施設は市民の共有財産であり、施設の長寿命化や維持管理の削減には、市民の理解と協力が不可欠である。

施設の適切な利用方法等下水道事業に対する理解を深めてもらうため、広報誌やパンフレット、ホームページ等の多様なツールを用いて、積極的な広報活動を推進されたい。

## 4. 前回の料金改定の内容

### 前回の改正点

- 基本使用料・・・据置
- 従量使用料・・・1 m<sup>3</sup>～8 m<sup>3</sup>及び101m<sup>3</sup>～200m<sup>3</sup>に累進区分を設置  
100m<sup>3</sup>までは改定額が一律48円（税抜）  
※改定時期は、平成26年7月賦課分（6月検針分）

- 使用料単価新旧対照表

（1か月あたりの料金表、税抜き）

区 分		改定前	改定後 (H26.4～現在)	増加額	
一般汚水	基本使用料	856円 (8m <sup>3</sup> まで)	856円 (基本水量なし)	0円	
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	0m <sup>3</sup> を超え8m <sup>3</sup> まで	0円	6円	6円
		8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	109円	109円	0円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	146円	146円	0円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	161円	161円	0円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	183円	183円	0円
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで		194円	11円
		200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	203円	203円	0円
		500m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> まで	224円	224円	0円
		1000m <sup>3</sup> を超える分	256円	256円	0円
特別使用料金(※)	107円	107円	0円		

(※)特別使用料金とは、公衆浴場汚水及びプール用汚水に係る使用料金のこと。

## 4. 前回の料金改定の内容

### 下水道使用料の増加額

- ・ 8、20、30、100、200m<sup>3</sup>の1ヶ月の下水道使用料は、以下のとおり。
- ・ 8m<sup>3</sup>あたりの改定率は5.6%。参考：前々回（H21）改定率は5.8%。
- ・ 100m<sup>3</sup>までは、いずれの水量区分とも48円/月の増額。

#### 水量区分ごとの使用料

(単位:円、%)

水量区分ごと 使用料	改定前	改定後	増加額	値上率
8m <sup>3</sup> /月	856	904	48	5.6%
20m <sup>3</sup> /月	2,164	2,212	48	2.2%
30m <sup>3</sup> /月	3,624	3,672	48	1.3%
100m <sup>3</sup> /月	15,994	16,042	48	0.3%
200m <sup>3</sup> /月	34,294	35,442	1,148	3.4%



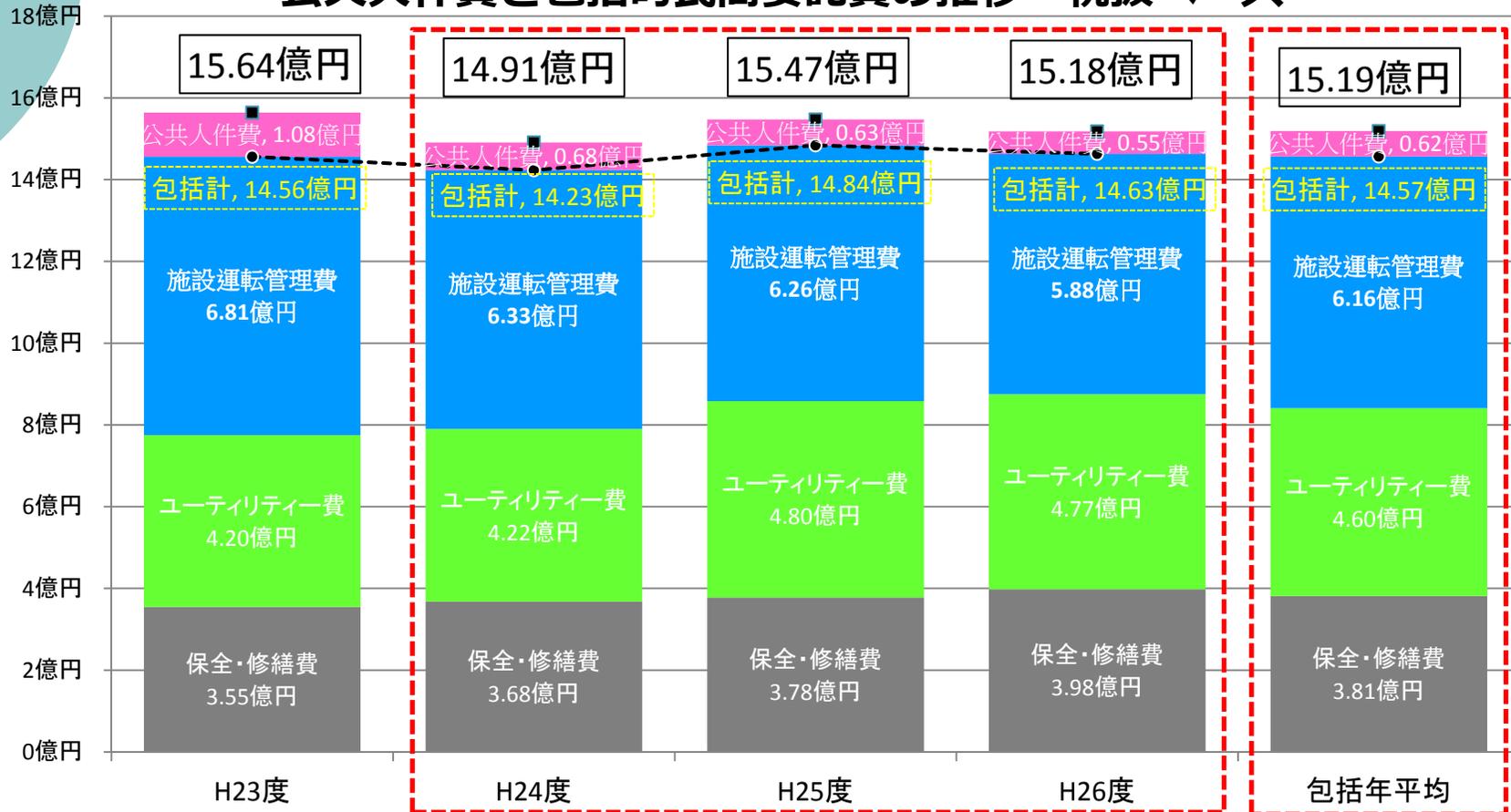
# 5. 前回の答申付帯意見に係る現在の状況

## (1) 下水道等の経営について

### ① 維持管理費の節減について

・ 包括的民間委託の効果

公共人件費と包括的民間委託費の推移 税抜ベース



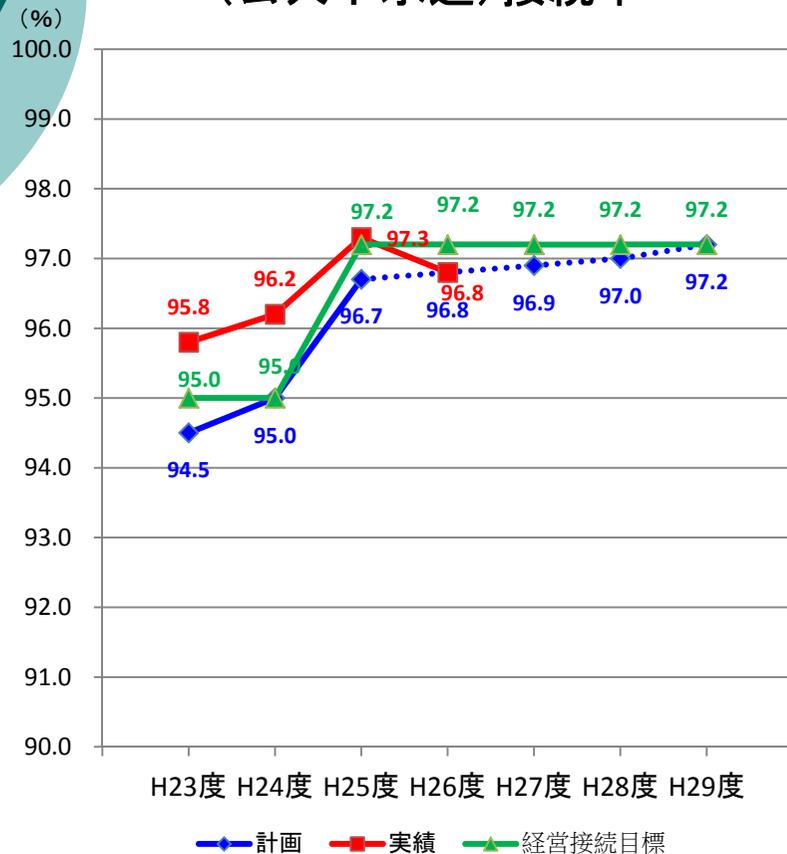
# 5. 前回の答申付帯意見に係る現在の状況

## (1) 下水道等の経営について

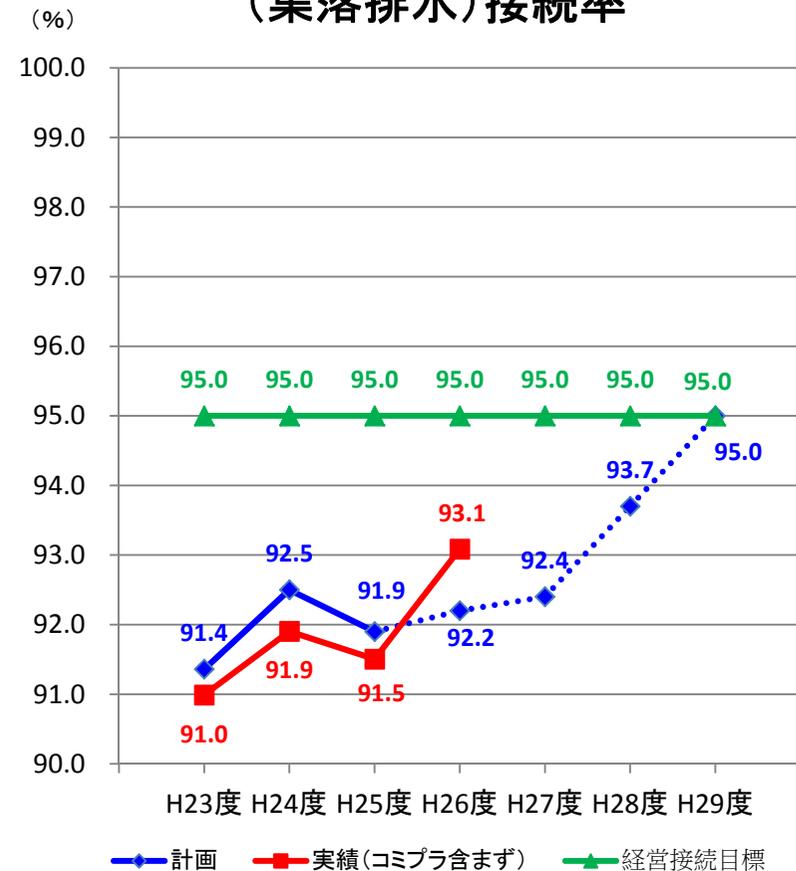
### ② 接続率の向上

※接続率(%) = 水洗化している人口 / 下水道を利用できる人口 × 100

(公共下水道) 接続率



(集落排水) 接続率

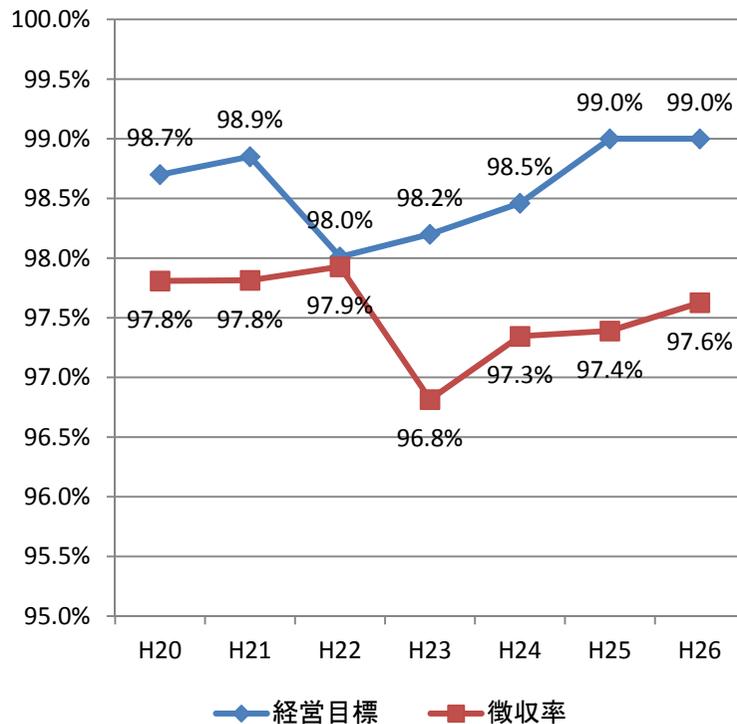


# 5. 前回の答申付帯意見に係る現在の状況

## (1) 下水道等の経営について

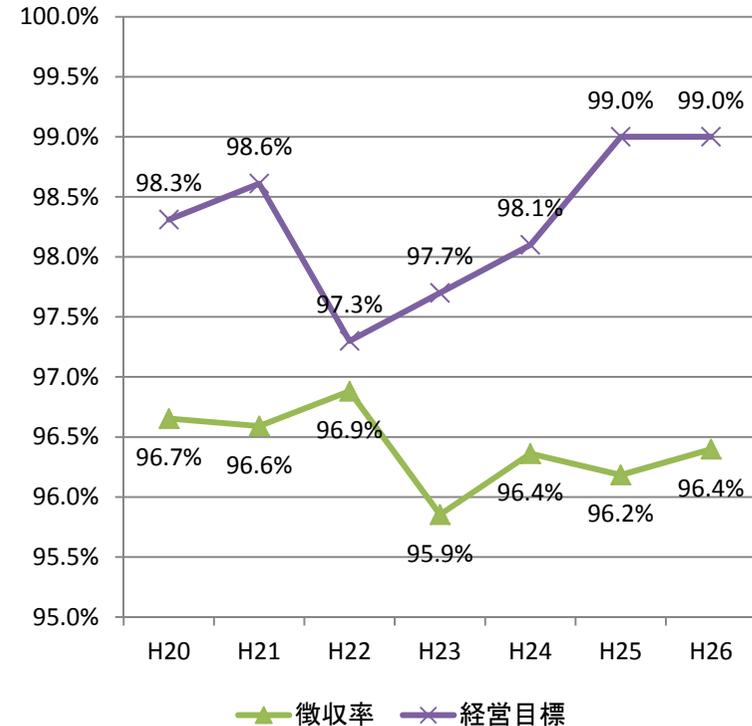
### ③徴収率の向上

(公共下水道)徴収率(現年分)



(※)平成23年度の落込みは、公営企業会計移行のため出納整理期間が存在しなかったことによるもの。

(集落排水)徴収率(現年分)



(※)平成23年度の落込みは、公営企業会計移行のため出納整理期間が存在しなかったことによるもの。

## 5. 前回の答申付帯意見に係る現在の状況

15

### (2) 下水道使用者へのサービス向上について

#### 下水道等使用料のコンビニ収納エリアの拡大について

鳥取・国府地域の公共下水道・特定環境保全公共下水道の使用料が、コンビニエンスストアで納付できます。



現在、水道局の営業所の統合に合わせて、水道局エリアの集落排水施設使用料についてもコンビニでの納付ができるよう準備中。

平成27年度中に青谷・河原両地域の下水道使用料もコンビニ納付ができる予定。

### (3) 水質使用料（仮称）について

水質使用料を導入した場合のメリット、デメリット等を検討中

# 5. 前回の答申付帯意見に係る現在の状況

## (4) 広報活動の推進について

下水道の役割や事業状況などについてお知らせし、市民のみなさまに一層ご理解いただくことを目的に、「鳥取市下水道だより」を発行しています。(年2回) このほか、ホームページでも情報を提供しています。

<第5号>

<第6号>

<第7号>

<第8号>

<創刊号>

<第2号>

<第3号>

<第4号>

# 6. 下水道等事業の財政状況

## 平成25年度決算状況

